

秋田市建設工事等自由参加型見積合わせ要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市および秋田市上下水道局が発注する建設工事および工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）について、自由参加型見積合わせ（建設工事等の発注にあたり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式で、以下「自由見積」という。）を実施するため、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 対象とする建設工事等は、秋田市財務規則第120条の規定に基づき随意契約するものとする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 緊急性を要するもの
- (2) 専門性を有する等により、発注する建設工事等を施工・履行できる者が限られるもの
- (3) その他自由見積で行うことが適切でないと認められるもの

(参加資格者)

第3条 建設工事の自由見積に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱に基づき、本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
- (6) その他工事ごとに定める要件を満たすこと

2 工事に関する業務委託の自由見積に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 秋田市測量等入札制度実施要綱に基づき、本市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、測量等有資格業者名簿に登載されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 営業に関し法律上必要な資格を有していること
- (4) 前号の資格において法令による営業停止期間中でないこと
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
- (6) その他業務ごとに定める要件を満たすこと

(建設工事等の掲示)

第4条 市長は、第2条に掲げる建設工事等を発注する場合には、あらかじめ次の

各号に掲げる事項を秋田市ホームページへ掲示するものとする。

- (1) 工事（委託）名、施工（履行）場所、工期（履行期間）
- (2) 予定価格
- (3) 見積書提出日時
- (4) 見積書提出場所
- (5) 参加要件
- (6) 設計図書の閲覧および販売
- (7) その他必要な事項

（参加の申込と承認）

第5条 自由見積に参加しようとする者は、次に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) 自由参加型見積合わせ参加申込書

2 市長は、前項の自由参加型見積合わせ参加申込書を提出した者で前条第5号により掲げた参加要件を満たしている者に対し、参加の承認を与えるものとする。

（見積書の提出）

第6条 自由見積に参加しようとする者は、見積書に必要事項を記載のうえ、指定の日時に、指定の場所で提出するものとする。

ただし、秋田市電子入札システムにおいて執行する場合の取扱いは、秋田市電子入札システム運用基準（建設工事およびそれに係る業務委託）による。

（結果公表）

第7条 結果については、受注決定者、見積額等を秋田市ホームページで公表するものとする。

（読み替え規定）

第8条 秋田市上下水道局が発注する建設工事等については、この要綱の各条項中市長を、上下水道事業管理者と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。